

## 世田谷区入札監視委員会設置要綱

平成19年12月1日

19世経理第497号

### (目的)

第1条 世田谷区(以下「区」という。)が発注する公共工事等の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するため、世田谷区入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 区が発注した工事、業務委託その他の契約(以下「区の契約」という。)に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 区の契約のうち委員会が指定したのものに関し、競争入札に係る資格、指名の理由及び経緯、随意契約とした理由等について審議を行い、区に対し意見の具申を行うこと。
- (3) その他区の入札及び契約手続における透明性及び公正性を確保するために必要な事項について審議を行い、区に対し意見の具申を行うこと。

### (委員)

第3条 委員は、公正・中立の立場で客観的に入札及び契約手続についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、区長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3名以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半分以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会は、議事概要を作成し、これを公表する。

### (委員の除斥)

第6条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある案件については、議事に加

わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部経理課で処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。